

【統制局と会員の行動】

●どのように行動したらいいでしょうか？

統制局と会員各局の行動

統制局

横須賀市役所アマチュア無線局(JH1YLF)局を統制局とし、協議会の行う非常通信の全般を統括します(運用基準第4条)

初動時

- 非常通信の開始の宣言を行い、運用周波数、電波の型式の周知を行います
- 必要地域への移動運用等の指示を行います

会員

統制局の指示に基づき、各行政センター等、必要な場所で移動運用を行います(運用基準第5条)

各行政センターには無線設備がありますが、余裕があればハンディー機を持参してください

※医療救護関連での移動運用は関係機関と協議の上別途連絡します

●行政センターに到着したら？

近隣の行政センターに到着したら、当協議会の会員である旨を市職員に告げ、指示に従ってください。協議会用帽子がありますので活動中は着用してください。役員は腕章、ベスト、帽子、(状況に応じてヘルメット)を着用し出向きます。

行政センターでの活動(無線局の開設)

本庁の統制局(R-2)には無線設備が常設されています。
各行政センターには無線設備が保管されています。確認後に設置します。



保管ケース、アンテナ、同軸ケーブル、伸縮ポールを確認します。



保管ケース



TM-D700 と電源



乾電池運用できるFT-80とスピーカーマイク
10年保存乾電池を専用ケース内に保管

ケース内保管物は装備品リストでチェックしてください。
リグ、電源、電源ケーブル、同軸ケーブル(×2)、工具、デュプレクサ

協議会用帽子があります。
活動中は着用してください。



アンテナ設置は安全第一

